

【小野町】特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）	備考
17	子育て支援課	公的給付	-	小野町は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に伴い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、以下の特定公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図る。 ①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給 ②子育て世帯への臨時特別給付金の支給	市町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に伴い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、以下の特定公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施を図る。 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給 2 子育て世帯への臨時特別給付金の支給 3 住民税均等割非課税世帯への給付金の支給 4 住民税均等割のみ課税世帯への給付金の支給 5 低所得者の子育て世帯への加算給付金の支給 6 新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付金の支給 7 新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付金の支給 8 定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付金の支給	
			1-1. ③ システムの名称	児童手当システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	1 臨時福祉給付金・商品券システム 2 宛名システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー	
			1-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の101の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の135の項	
			1-4. ② 法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二の121の項	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） なし （公的給付に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 160の項	
			1-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	小野町役場 総務課 郵便番号963-3492 住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121 E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp	小野町役場 デジタル推進室 郵便番号963-3492 住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121 E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp	
			II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数	令和5年10月31日時点	令和8年2月27日時点	
			IV-8 人手を介在させる作業 （人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か）		十分である	プルダウンから選択してください。
			IV-8 人手を介在させる作業 （判断の根拠）		・特定個人情報を受け渡す際は、事前に、パスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	プルダウンから選択してください。
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 （判断の根拠）		各給付金等で使用するシステムやファイルサーバー等は、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等ができるようアクセス制限を実施している。	「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。